○国土交通省告示第六百四十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、株式会社小松製作所から、製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があった。

平成二十三年六月十三日　国土交通大臣　大畠　章宏

1．変更する製作者等の氏名又は名称及び住所

新

株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目３番６号

旧

コマツユーティリティ株式会社

栃木県小山市横倉新田110

2．変更年月日

平成23年４月１日

3．対象となる小型特殊自動車の型式認定番号

特336、特578、特669、特670、特907、特908、特909、特910、特911、特912、特913、特914、特915、特2012、特2016、特2017、特2018、特2019、特2020、特2021、特2056、特2057、特2066、特2067、特2079、特2081、特2082、特2083、特2084、特2085、特2086、特2087、特2114、特2115、特2143、特2145、特2146、特2147、特2148、特2153

○国土交通省告示第六百四十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十三年六月十三日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式認定番号	製作者等の名称	製作者等の住所
特766	アテックス　ＳＬ	株式会社アテックス	愛媛県松山市衣山１丁目２番５号
特767	アテックス　ＳＬ	〃	〃
特768	アテックス　ＳＬ　63	〃	〃

○国土交通省告示第六百四十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十三年六月十三日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
農3154	大同　ＳＢ－ＤＫ　902Ｃ	大同工業株式会社	大韓民国大邱広域市達城郡論工邑北里１－12番地

○国土交通省告示第六百四十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十三年六月十三日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
特839	カワシマ　ＶＰ10	有限会社河島農具製作所	鳥取県米子市道笑町２丁目61番地
特2037	カワシマ　Ｒ	〃	〃

○国土交通省告示第六百四十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次の小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十三年六月十三日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
特747	トヨタ　４ＳＤＫ４	株式会社豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町２丁目１番地
特863	トヨタ　Ａ４ＳＤＫ３	〃	〃
特2128	トヨタ　ＥＤＭ－５ＳＤＫ５	〃	〃
特2129	トヨタ　ＥＤＭ－５ＳＤＫ６	〃	〃
特2130	トヨタ　ＫＤＮ－５ＳＤＫ７	〃	〃
特2131	トヨタ　ＫＤＮ－５ＳＤＫ８	〃	〃
特2132	トヨタ　ＫＤＮ－５ＳＤＫ10	〃	〃

○国土交通省告示第六百五十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第１項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第百十１号）第六条ノ四第１項の規定に基づき、平成二十三年五月二十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十１号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月十三日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｍ－270号	船舶発生油等焼却設備　ＯＳＶ－900ＳＤＡＩ	株式会社サンフレム	京都府宇治市大久保町西ノ端１番30
第Ｍ－271号	〃　ＯＳＧ－900ＳＤＡ	〃	〃

○国土交通省告示第六百五十一号

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十１号）第八条の規定に基づき、平成二十三年五月十六日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月十三日　国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｍ－266号	ふん尿等浄化装置　ＳＢＨ型	大晃機械工業株式会社	一日当たり、150人用のふん尿を処理する能力を有する処理槽をオプションとして追加する。

○国土交通省告示第六百五十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十１号）第八条の規定に基づき、平成二十三年五月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月十三日　国土交通大臣　大畠　章宏